

(1) 設置要綱の改正（案）について

下記のとおり改正する。

改正	現行
<p>第1条（目的） 中略</p> <p>第2条（事務所） 中略</p> <p>第3条（協議事項） 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>（2）地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>（3）地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>（4）地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>（5）交通計画、実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>（6）交通計画、実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>（7）市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>（8）法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項</p> <p>第4条（組織） 中略</p> <p>第5条（任期） 中略</p> <p>第6条（会長） 中略</p> <p>第7条（副会長） 中略</p> <p>第8条（監査員） 中略</p>	<p>第1条（目的） 中略</p> <p>第2条（事務所） 中略</p> <p>第3条（協議事項） 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>（2）地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>（3）地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>（4）地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>（5）形成計画、再編実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>（6）形成計画、再編実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>（7）市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>（8）法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項</p> <p>第4条（組織） 中略</p> <p>第5条（任期） 中略</p> <p>第6条（会長） 中略</p> <p>第7条（副会長） 中略</p> <p>第8条（監査員） 中略</p>

改正	現行
<p>第 9 条（法定協議会の運営） 中略 第 10 条（協議結果の取扱い） 中略 第 11 条（分科会） 中略 第 12 条（事務局） 中略 第 13 条（経費） 中略 第 14 条（財務に関する事項） 中略 第 15 条（協議会が解散した場合の措置） 中略 第 16 条（その他） 中略 附則 中略</p>	<p>第 9 条（法定協議会の運営） 中略 第 10 条（協議結果の取扱い） 中略 第 11 条（分科会） 中略 第 12 条（事務局） 中略 第 13 条（経費） 中略 第 14 条（財務に関する事項） 中略 第 15 条（協議会が解散した場合の措置） 中略 第 16 条（その他） 中略 附則 中略</p>
<p>この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。</p>	

上田市公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59条）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 法定協議会の事務所は、上田市大手一丁目11番16号上田市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画、実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画、実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 法定協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- (2) 長野県知事が指名するもの
- (3) 上田市長が指名するもの
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他上田市が必要と認めるもの

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は法定協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 副会長は、委員の中から互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。
- 6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が任命する。

(監査員)

第7条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(法定協議会の運営)

第8条 法定協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 法定協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。
- 7 会長は、会議の内容が軽微な場合や緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。
- 8 前6項までに定めるもののほか、法定協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 法定協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

附 則

(上田市公共交通活性化協議会規約の廃止)

上田市公共交通活性化協議会規約(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

(上田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

上田市地域公共交通会議設置要綱(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 6月 1日から施行する。

上田市公共交通活性化協議会の概要

2021/06/01_上田市交通政策課

- ・公共交通の活性化や法手続きの簡素化を図るため、地方公共団体の主宰により(1)「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」、(2)道路運送法に基づく「地域公共交通会議」を設置することができます。
- ・上記の会議は、法令上の枠組みが異なるため別々の運営も可能ですが、多くの関係者が重複するため、関係者の協働により地域公共交通の確保を図ることは共通の視点であることから、「合同会議」として設置することができることとされています。
- ・このため、上田市では、平成27年6月以降、両会議を一本化して運営しています。

(1) 法定協議会		(2) 地域公共交通会議	
法令根拠	①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律制定(平成19年10月施行) ②改正 活性化・再生法(平成26年11月施行) …交通政策基本法(平成25年12月施行)の具体化を図る ③改正 活性化・再生法(令和2年11月27日施行)	改正 道路運送法 第9条 (施行規則第9条) (平成18年10月)	
目的	①地域公共交通総合連携計画(法定)の策定 ②地域公共交通網形成計画(任意)の策定(任意) ③地域公共交通計画の策定が努力義務化	・生活交通のあり方を協議(路線バスのルート・ダイヤ・運賃) ・地域の交通計画を策定(任意)	
協議調整	・計画策定、計画実施への許認可手続きの簡素化、地方債起債等の特例措置	・コミュニティバス、乗合タクシーの許認可等に関する特例の適用	
対象	鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等	バス・タクシー	
参加者	市町村、県、運輸局、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)、学識経験者、住民利用代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者	市町村、県、運輸局、交通事業者(バス、タクシー)、交通事業者の運転者組織、学識経験者、住民利用代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者	⇔
参加是非	応諾義務あり	応諾義務なし	
協議結果	協議会参加者の尊重義務あり	法律上規定なし	
事業実施	行える	行えない	

(1) 上田市公共交通活性化協議会(活性化再生法)

- ・平成20年3月14日、法定の活性化協議会と地域公共交通会議を設立し、兼ねて運営
- ・平成27年6月1日(第14回会議)にて、法定の活性化協議会と地域公共交通会議の要綱を正式に一本化
- ・下記会議に、+鉄道事業者(しなの鉄道、上田電鉄)

(2) 上田市地域公共交通会議(道路運送法)

- ・公共交通事業者(バス、タクシー)、道路管理者(国、県、市)、公安委員会(上田警察署)
- ・学識経験者、住民利用者、北陸信越運輸局、長野県交通政策課、上田地域振興局、■上田市

・このほか、鉄道事業における、国庫補助事業計画などを協議する場として、以下の会議を設置しています。

◆しなの鉄道活性化協議会

- ・平成21年2月設立
- 上田市、しなの鉄道
- ・沿線市町(部課長)、長野県交通政策課長
- ・商工団体(商工会議所、商工会)
- ・観光団体(しなの鉄道沿線観光協議会)
- ・住民代表(3人)

◆別所線再生支援協議会

- ・平成17年2月設立
- ・平成20年3月、法定協議会の分科会に位置付
- 上田市、上田電鉄
- ・市議会、教育委員会、長野県
- ・住民利用者(自治連、婦人、高齢者、中学、高校)
- ・公共交通事業者(JR、しなの鉄道、バス)
- ・経済団体(商工会議所、JA、観光協会、温泉別所温泉観光協会・旅館組合)
- ・支援団体(同盟会、考える会、市民の会)
- ・大学(長野大、上田女子短大)
- ・オブザーバー 北陸信越運輸局鉄道部